

○ 提出意見に対する県警察の考え方について

意見の要旨
個人の住宅におけるのぞき見を規制するのは、軽犯罪法がカバーしている領域を自治体の裁量で法律よりも重い処罰規定を置こうとするもので違法である。
三重県警察の考え方
この条例では、現行でも公共の場所又は公共の乗物以外の場所における行為を規制したり、知り合い同士の行為を規制したりしており、今回の改正規定はその点において変わるものではありません。軽犯罪法により罰せられ得る行為を規制して重く罰することについても同様です。